

# 大阪府がん診療拠点病院等の 指定等について

令和7年度大阪府がん対策推進委員会  
第3回がん診療連携検討部会

# 大阪府がん診療拠点病院等の指定に係る状況

- 現行制度のもと指定を受けている46病院のうち、45病院から現況報告書、1病院（**大阪はびきの医療センター**※現行／推進病院）から拠点病院としての新規指定申請書の提出があった。また、2病院（**守口敬仁会病院、医誠会国際総合病院**）から拠点病院としての新規指定申請書の提出があった。
- 現況報告書の提出があった既指定45病院のうち4病院（**北摂総合病院、PL病院、東住吉森本病院、十三市民病院**）において未充足要件があり、うち2病院（**北摂総合病院、東住吉森本病院**）から指定解除の申し出があった。
- 現況報告書の提出があった既指定45病院のうち、上記4病院を除く41病院については要件充足が確認できたことから指定継続を行うこととする。

## 【現行制度における指定状況】（令和7年11月1日時点）

圏域	大阪府がん診療拠点病院	大阪府がん診療推進病院	大阪府がん診療拠点病院（肺がん）
豊能	5 病院	—	1 病院
三島	4 病院	—	—
北河内	4 病院	—	—
中河内	4 病院	—	—
南河内	4 病院	1 病院	—
堺市	2 病院	—	1 病院
泉州	4 病院	—	—
大阪市	1 5 病院	1 病院	—
合計	4 2 病院	2 病院	2 病院

▶ 以下、新規指定申請書の提出及び既指定のうち未充足要件があった病院について検討する。

圏域	病院名	提出のあった書類等	希望する指定区分	スライド番号
三島	<b>北摂総合病院</b>	<b>指定解除の申し出</b>	—	P8
北河内	<b>守口敬仁会病院</b>	<b>新規指定申請書</b>	大阪府がん診療拠点病院	P5
南河内	<b>PL病院</b>	<b>現況報告書</b>	大阪府がん診療拠点病院	P6
	<b>大阪はびきの医療センター</b>	<b>新規指定申請書</b>	大阪府がん診療拠点病院	P4
大阪市	<b>東住吉森本病院</b>	<b>指定解除の申し出</b>	大阪府がん診療推進病院	P8
	<b>十三市民病院</b>	<b>現況報告書</b>	大阪府がん診療拠点病院	P6
	<b>医誠会国際総合病院</b>	<b>新規指定申請書</b>	大阪府がん診療拠点病院	P5

# 大阪府がん診療拠点病院等の指定期間等（令和7年11月1日時点）

圏域	病院名	指定区分	指定期間
豊能	市立池田病院	拠点	R10.3.31
	済生会吹田病院	拠点	R10.3.31
	市立吹田市民病院	拠点	R10.3.31
	済生会千里病院	拠点	R10.3.31
	箕面市立病院	拠点	R10.3.31
	大阪刀根山医療C	拠点(肺がん)	R10.3.31
三島	愛仁会高槻病院	拠点	R10.3.31
	北摂総合病院	拠点	R10.3.31
	高槻赤十字病院	拠点	R10.3.31
	第一東和会病院	拠点	R10.3.31
北河内	松下記念病院	拠点	R10.3.31
	関西医科大学総合医療C	拠点	R10.3.31
	美杉会佐藤病院	拠点	R10.3.31
	市立ひらかた病院	拠点	R10.3.31
中河内	八尾徳洲会総合病院	拠点	R10.3.31
	若草第一病院	拠点	R10.3.31
	石切生喜病院	拠点	R10.3.31
	市立柏原病院	拠点	R10.3.31
南河内	済生会富田林病院	拠点	R10.3.31
	P L病院	拠点	R10.3.31
	城山病院	拠点	R10.3.31
	松原徳洲会病院	拠点	R10.3.31
	大阪はびきの医療C	推進	R10.3.31

圏域	病院名	指定区分	指定期間
堺市	ベルランド総合病院	拠点	R10.3.31
	耳原総合病院	拠点	R10.3.31
	近畿中央呼吸器C	拠点(肺がん)	R10.3.31
泉州	泉大津急性期メディカルC	拠点	R10.3.31
	りんくう総合医療C	拠点	R10.3.31
	市立貝塚病院	拠点	R10.3.31
	岸和田徳洲会病院	拠点	R10.3.31
大阪市	大阪けいさつ病院	拠点	R10.3.31
	大手前病院	拠点	R10.3.31
	関西電力病院	拠点	R10.3.31
	北野病院	拠点	R10.3.31
	済生会中津病院	拠点	R10.3.31
	済生会野江病院	拠点	R10.3.31
	住友病院	拠点	R10.3.31
	日本生命病院	拠点	R10.3.31
	淀川キリスト教病院	拠点	R10.3.31
	愛仁会千船病院	拠点	R10.3.31
	JCHO大阪病院	拠点	R10.3.31
	多根総合病院	拠点	R10.3.31
	南大阪病院	拠点	R10.3.31
	大阪鉄道病院	拠点	R10.3.31
	東住吉森本病院	推進	R10.3.31
十三市民病院	拠点	R10.3.31	

# 大阪はびきの医療センターの新規指定（拠点病院）について

●令和6年度手続きにおいて、大阪府がん診療推進病院として新規指定を行った大阪はびきの医療センターについて、令和7年度手続きにおいて、大阪府がん診療拠点病院としての新規指定申請があり、指定要件の充足が確認できたため、以下の取り扱いとしてはどうか。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R6.1.1~12.31※、人員配置等：R7.9.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）200件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）200件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）400人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者 の配置要件	その他
南河内	大阪はびきの医療センター	703件	571件	988人	75人	○	○

## <対応案>

⇒ 大阪はびきの医療センターについては、「大阪府がん診療拠点病院」として、2年間（R8.4.1～R10.3.31）の新規指定を行うこととする。

# 守口敬仁会病院及び医誠会国際総合病院の新規指定（拠点病院）について

●守口敬仁会病院及び医誠会国際総合病院について、令和7年度手続きにおいて、大阪府がん診療拠点病院としての新規指定申請があり、指定要件の充足が確認できたため、以下の取り扱いとしてはどうか。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R6.1.1～12.31※、人員配置等：R7.9.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）200件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）200件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）400人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者 の配置要件	その他
北河内	守口敬仁会病院	719件	509件	438人	114人	○	○
大阪市	医誠会国際総合病院	323件	403件	1,073人	87人	○	○

## <対応案>

⇒ 守口敬仁会病院については、「大阪府がん診療拠点病院」として、2年間（R8.4.1～R10.3.31）の新規指定を行うこととする。

⇒ 医誠会国際総合病院については、「大阪府がん診療拠点病院」として、2年間（R8.4.1～R10.3.31）の新規指定を行うこととする。

# PL病院及び十三市民病院の指定継続（拠点病院）について

●PL病院及び十三市民病院について、令和7年度手続きにおいて、現況報告書の診療実績の一部に未充足があったため、当該項目について令和7年実績を確認したところ、要件充足が見込まれるため、以下の取り扱いとしてはどうか。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R6.1.1～12.31※、人員配置等：R7.9.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）200件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）200件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）400人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者の 配置要件	その他
南河内	PL病院	465件	266件	<b>351人</b>	36人	○	○
		【未充足要件】 ・がんに係る薬物療法のべ患者数（基準：年間400人以上）※R7.1.1～12.31の実績： <b>407人</b>					
大阪市	十三市民病院	216件	<b>188件</b>	542人	48人	○	○
		【未充足要件】 ・悪性腫瘍の手術件数（基準：年間200件以上）※R7.1.1～12.31の実績： <b>202件</b>					

## <対応案>

⇒ PL病院（既指定期間R6.4.1～R10.3.31）については、「薬物療法のべ患者数」の令和7年実績が基準を上回ることから、「大阪府がん診療拠点病院」としての指定期間を継続することとする。

⇒ 十三市民病院（既指定期間R7.4.1～R10.3.31）については、「悪性腫瘍の手術件数」の令和7年実績が基準を上回ることから、「大阪府がん診療拠点病院」としての指定期間を継続することとする。

# PL病院及び十三市民病院の指定継続（拠点病院）について

令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第4回がん診療連携検討部会（令和6年2月21日）決定事項

【参考】大阪府がん診療拠点病院の**指定更新時等**に未充足であった場合の対応について（更新）

## ●診療実績要件について

⇒診療実績の要件に関しては、原則、基準期間（申請年の前年の1月1日～12月31日）における充足の有無を確認し、その期間で未充足の病院において、特段の理由がある場合は、年度内の部会開催までに確認できる実績を踏まえ、翌年度以降の充足見込みの有無を考慮の上、指定更新の可否を検討することとする。

## ●その他要件（人員配置等）について

⇒診療実績以外の要件に関しては、原則、基準日（申請年の9月1日時点）における充足の有無を確認し、その時点で未充足の病院については、補充医師の配置見通し等、各病院の諸事情を踏まえ、申請年の翌年の4月1日までに充足することを条件に指定更新を行うことの可否を検討することとする。

# 北摂総合病院及び東住吉森本病院の対応について

●令和8年1月23日付けで北摂総合病院、令和8年1月26日付けで東住吉森本病院より診療実績要件の充足が難しいことを理由とする指定解除の申し出があった。

## <対応案>

⇒大阪府がん診療拠点病院等設置要綱第3条第4項に基づき、今年度末（令和8年3月31日）付けで指定を取り消すこととする。

### 【参考】

○大阪府がん診療拠点病院等設置要綱  
第3条第4項

知事は、指定要件を満たさないと判断されるとき又は開設者から指定解除の申し出があったときは指定を取り消すことができる。